

## 野々市市建築審査会の公開に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市建築審査会条例（平成24年野々市市条例第17号）第7条の規定に基づき、野々市市建築審査会（以下「審査会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項に規定する公開による口頭審査の後に行う裁決のための審議を行う場合
- (2) 個人の建築物等（事業を営む個人の当該事業に係る建築物等を除く。）に関連する審議（前号に規定する審議を除く。）を行う場合
- (3) 議長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とすることを議決した場合

(会議開催の周知)

第3条 会長は、会議を開催するに当たって、開会の日の3日前までに、会議の日時及び場所並びに審査会に付議する案件を記載した会議の開催案内を作成し、これを次に掲げる方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 建築住宅課の窓口における備付け
- (2) 野々市市役所の掲示場における掲示
- (3) 野々市市ホームページにおける掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、原則として、10人とする。ただし、会長は、会場の規模に余裕があると認めるときは、傍聴人の定員を増員することができる。

2 傍聴を希望する者の人数が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審査案件に関係のある者が傍聴を希望するとき、その者の傍聴を優先するものとする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議開催の30分前から開始する。
- (2) 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

(3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等会議を妨害するおそれがある物品を携帯し、又は着用している者

(4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等会議の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 会場内で飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。

(5) 会場内で写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、議長は、これを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事録の作成及び閲覧)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を速やかに作成するものとする。

(1) 会議名

(2) 会議の日時及び場所

(3) 出席委員の氏名

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（非公開の部分がある場合は、その理由）

(6) 傍聴人の人数

(7) 会議資料名

(8) 発言の要旨（発言者名は、議長、委員、特定行政庁等で表記）

2 会長は、作成した議事録の内容の正確を期するため、出席委員の確認を得るものとする。

3 議長及び会議において議長が指名した委員は、前項の確認を得た議事録に署名を行うものとする。

4 会長は、作成した議事録を、これを作成した日の属する年度の3月31日までの間、第3条各号に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。